

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わりました

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が、19歳以上23歳未満である場合（被保険者の配偶者を除く。）の年間収入要件の取り扱いが変わりました。なお、「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

＜扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件＞

- 【同居の場合】扶養認定を受ける方の**年間収入が150万円未満**および被保険者の年間収入の半分未満であること。
【別居の場合】扶養認定を受ける方の**年間収入が150万円未満**および被保険者からの仕送り額より少ないこと。

○ 年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

ご案内 賞与支払届の手続きは、「電子申請」をご利用ください！

冬の賞与支払届の提出の手続きには、「電子申請」をご利用ください。申請方法はとても簡単です。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1

24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2

通知書が早く届く



Point 3

郵送料・交通費の
コスト削減



昨年度は賞与支払届の**78%**が電子申請で提出されました！

電子申請の詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。
※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。
（受付日時等はHPをご覧ください。）

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

お願い 従業員の方へ「ねんきんネット」の周知をお願いします

ねんきんネットは、ご自身の年金記録の確認や年金見込額の試算がオンライン上で行えるサービスです。

Point 1

マイナポータルから
簡単ログイン



Point 2

年金記録はオンラインで
いつでも確認



Point 3

年金見込額を
オンラインで試算



ねんきんネットの詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

ねんきんネット

検索



→左のQRコードから、ねんきんネットの登録方法や各種通知書のペーパーレス化の操作手順など、ご案内のパンフレットが確認できます。従業員の方への周知にご活用ください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内

令和7年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み

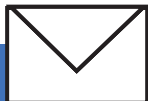
日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の様々な場所で、**年金制度説明会**を実施しています。従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続きや制度改正等の情報をわかりやすくお伝えします。各事業所の社会保険事務担当者の皆さまは、本説明会の参加をぜひご検討いただき、お近くの年金事務所にお申し込みください。なお、説明会は、オンライン形式でも実施しています。

その他、「ねんきん月間」の主な取り組み内容は以下のとおりです。

- ・ 出張年金相談、年金セミナー
- ・ 日本年金機構公式X（旧Twitter）やFacebookを活用した年金制度に関するミニ講座の発信
- ・ 職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員の皆さまへの研修 など

11月30日は「ねんきんネット」を活用し、具体的な将来設計を考えていただく「年金の日」としています。ぜひ、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や将来受け取る年金見込額を確認し、高齢期の生活設計を考えてみませんか。



年金だより

年金委員設置のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ
特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構 公式SNS



X (旧Twitter)


https://x.com/Nenkin_Kikou


Facebook



日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>


英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2510 1017 001 (全国)